

せいかつ ほ ご
生活保護のしおり



ふじおかしふくしじむしよ
藤岡市福祉事務所

ふじおかしやくしよ ふくしか ほごかかり
(藤岡市役所 福祉課 保護係)

ふじおかしなかくりす
〒375-8601 **藤岡市中栗須327**

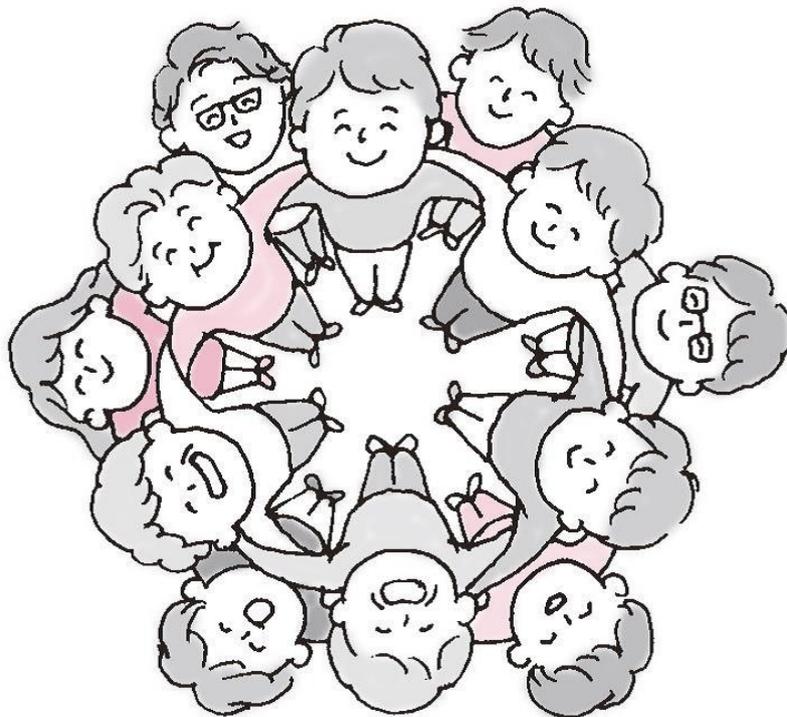
でんわばんごう ちよくつう
電話番号 0274-40-2393(直通)

FAX 0274-22-5592

生活保護とは

生活保護とは、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができないかた(世帯)に対して、国が「健康的で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法第25条や生活保護法で定められた制度です。

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るすべてのかたに対し、困窮状態に応じて必要な保護を行い、その生活が保障されるとともに、自立した生活が送れるように支援することを目的とします。



なが 生活保護利用までの流れ

1 相談

生活に困って生活保護のことをお聞きに
なりたい方は、福祉事務所に相談しましょう。



2 申請

生活保護の利用には本人の意思で申請することが必要です。

生活保護を利用するための申請書類を提出してください。

また、申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況を確認できる資料なども求めることがあります。

なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で申請することもできます。

※ 暴力団員については、原則として生活保護を受けることはできません。



3 ちょうさ 調査

しんせい 申請されますと、ふくしじむしょ 福祉事務所のケースワーカーがあなたのお宅にお伺い
するなどしてちょうさ 調査させていただきます。

● ちょうさ おも ないよう 調査する主な内容とは・・・

▷ かぞく せたい しゅうにゅう 家族の(世帯)収入がどれくらいか

▷ く 暮らしに必要のない したん かつよう ほうほう 資産を活用する方法はないか

▷ はたら しゅうにゅう え みち 働いて収入を得られる道はないか

▷ びょうき しょうがい じょうきょう 病気や障害の状況はどうか

▷ ねんきん てあて ほけんきん きゆうふ 年金、手当、保険金などの給付はうけられないか

(しょうがいねんきん しつぎょうてあて しゅうびょうてあて かくしゆほけんきん じどうふようてあて こうれい
福祉の手当金、失業手当、傷病手当、各種保険金、児童扶養手当、高齢

▷ おや きょうだいしまい こ えんじょ 親、兄弟姉妹、子どもからの援助はうけられないか

(DV ぎゃくたい ねんいじょうおんしんふつう とくべつ じじょう ばあい
親族への照会を見合わせることもあるため、事前に相談ください。)

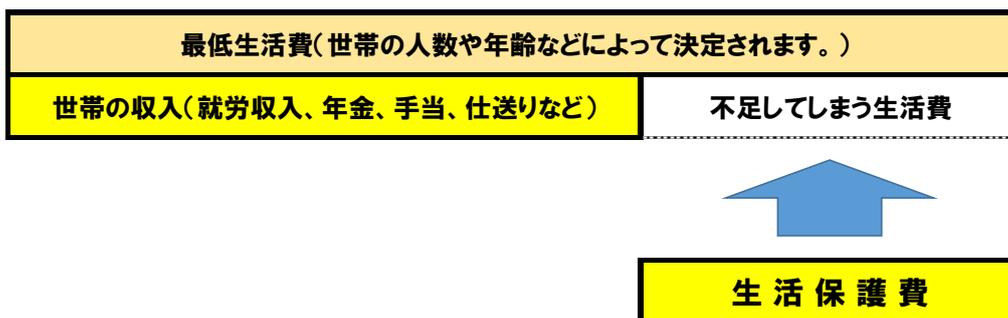
そのほか、ぎんこう せいめいほけんがいは したん ちようさ おこな 預貯金、
せいめいほけん とちかおく じどうしゃ こうか ききんぞく ばいきやく かつよう かのう
生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など売却や活用が可能な
したん ばあい したん ばいきやく さいていせいかつひ あ
資産がある場合には、その資産を売却して最低生活費に充てていただく
とがあります。ようほごせたいむ ふどうさんたんぼがたせいかつしきん
要保護世帯向け不動産担保型生活資金(リバースモーゲー
ジ)を活用できる場合は、活用してください。



4 決定

さまざまな調査をしたあと、審査を行います。生活保護は、原則として世帯ごとに適用します。国が定めている最低生活費(生活費や住居費、医療費など)と、世帯の収入(給料、年金、手当、養育費、仕送りなど)を比較して判定を行います。最低生活費に対して、世帯の収入が不足する場合は生活保護を利用し、不足部分を補います。自分の得ることができる収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の利用はできません。

(例)



5 通知

以上のような調査が行われ、申請した日から14日以内(調査に時間を要した場合、その他特別な理由ある場合は30日以内)に生活保護の利用ができるかどうかの結果が通知されます。



ほごのしゅるい 保護の種類

生活保護には次の8種類の扶助があり、国が定める基準によって支給されます。

▷生活扶助…衣食、光熱費など日常の暮らしのための費用

▷住宅扶助…家賃、地代などの費用

▷教育扶助…学用品、教材費、給食費などの義務教育のための費用

▷医療扶助…病気やけがのため病院にかかる費用

▷介護扶助…居宅、施設介護サービスを受けるための費用

▷出産扶助…出産をするための費用

▷生業扶助…仕事につくための費用、技能や技術習得のための費用、

高等学校にかかる費用、進学準備給付金(大学進学した

場合)

▷葬祭扶助…葬祭の費用



ほごひのしきゅうほうほう 保護費の支給方法

○まいつきほごひ ○毎月の保護費

ほごひは、げんそくとしていつかいつかどにちしゅくじつあたる場合は、そのちよくぜんへいじつ)に、していきんゆうきかんへ振り込みます。

○りんじほごひ ○臨時の保護費

アパートのけいやくこうしんりょうなど、りんじひつよういちじてきほごひについては、よくげつぶんほごひあわせてしきゅうりんじてきしきゅうします。



けんり ほしやう 権利として保障されるもの

- 条件を満たせば、すべてのかたが平等に生活保護を利用できます。
 - 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
 - 保護費などの生活保護により支給されたものには、税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- ※ 福祉事務所がおこなった保護の申請の却下、保護の変更、停止、または廃止などの決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から数えて3ヶ月以内に県知事に対して不服の申し立てをすることができます。



せいかつ ほ ご じゆきゆうちゆう まも 生活保護受給中に守っていただくこと

- 生活のむだをなくし、生活の維持向上に努めてください
- 働ける人は能力に応じて働き、収入の増加を図るよう努力してください。
- 最低限の生活をするのに直接必要のない資産(土地家屋など)や、自動車があれば処分してください。
- 自動車・バイクの運転は、原則認められません。ただし、障害者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する場合は認められる場合もあります。
- 親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のあるかたから援助を受けられる場合は受け取ってください。
- 病気の人は、早く治るように治療に専念してください。
- 年金・各種手当・保険金・社会保障制度など給付を受けられるものがある場合は、すべて受ける手続きをしてください。社会保険に入れる場合は入ってください。
- 保護費を支給目的のために使ってください。(家賃、給食費や教材費等)
- ケースワーカーから生活保護の目的の達成に必要な指示や指導を受けるときは、これに従わなければなりません。
- ※ 正当な理由がなく指導・指示を守っていただけないときは、生活保護の変更、停止、廃止をすることがあります。

つぎ
次のようなときは、すぐに届け出てください。

- 家族が増えるとき、減ったとき
- あらゆる収入があったとき、増えたとき、また、減ったとき
(世帯主以外のかたの収入も届け出る義務があります。
(高校生のアルバイト収入なども届け出が必要です。))
- 家賃が変わるとき
- 仕事について、仕事が変わったり、仕事をやめたとき
- 健康保険が使えるようになったとき、使えなくなったとき
- 医療機関にかかるとき、かからなくなったとき
- 交通事故にあったとき
- 引越しをしようとするとき
- 長く家をあけるとき
- その他、生活の状態が変わったとき



- ※ 生活保護受給中は NHK の受信料や国民年金保険料等、減額または免除の対象となりますので、ケースワーカーに相談してください。
- ※ 収入申告を適正に行えば、就労収入に対する控除や未成年者控除など、一部収入として認定しない取り扱いができることがあります。
- ※ 届け出が遅れたり、間違った届け出をしたため、余分に生活保護のお金や品物を受けたときは、その分を返していただくことになります。

ほごひのへんかん 保 護 費 の 返 還

きゅうりょう ねんきん ほけんきん かくしゅてあてとう しゅうにゅう ふどうさん じどうしゃ う
給料、年金、保険金、各種手当等の収入があったり、不動産や自動車が売
れて収入があったにもかかわらず、生活保護を受けた場合、または、保護費の
しゅうにゅう せいかつ ほご う ばあい ほごひ
払いすぎが生じた場合には、資力の発生した時点から、すでに支給された生活
はら しゅう しょう ばあい しりよく はっせい じてん しきゅう せいかつ
払いすぎが生じた場合には、資力の発生した時点から、すでに支給された生活
ほごひ かえ ひつよう
保護費を返していただく必要があります。

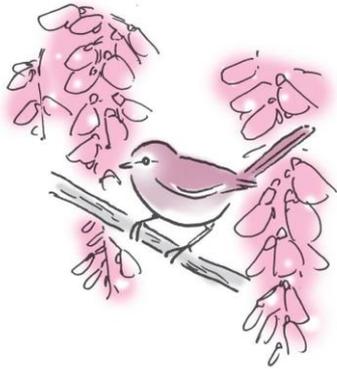
※ しりよく はっせい じてん かね う と けんり はっせい ひ
資力の発生した時点・・・そのお金を受け取る権利が発生した日

※ じじつ ちが しんせい しゅうにゅうしんこく ふせい ほうほう せいかつ ほご
事実と違う申請をしたり、収入申告をしないなど、不正な方法で生活保護を
う 受けるときは、保護費を返還していただくほか、法律によって処罰されることが
あります。

いりょうきかん 医療機関などにかかるとき

○病院にかかるときは「医療券」が必要となります。医療券は福祉事務所で交付
します。事前にケースワーカーに確認してください。

○接骨院・はり・きゅう・マッサージの治療を受けるとき、メガネ・コルセットほか
治療に要するものが必要なときは、事前にケースワーカーに相談してください。



※ 同じ病気について2つ以上の医療機関で治療する
ことはできません。

※ 保護申請中は「医療券」の発行はできませんので、
病院を受診する前にケースワーカーに相談してくだ
さい。

ケースワーカー、民生委員みんせいいいん

ケースワーカーとは、生活保護せいかつほごりょうを利用するかたの困こまつ
ていることへの解決かいけつや自立じりつを目指す上めざすうえでどうしていけば
よいのかを一緒いっしょに考えかんがて、手助けてだすをする者ものです。ケースワ
ーカーは、生活状況せいかつじょうきょうの確認かくにんのため定期的ていきてきにお住まいを
訪問ほうもんします。

また、各地域かくちいきには生活せいかつに困こまっているかたの見守りみまもりや
相談そうだんに乗のってくれる民生委員みんせいいいんがいます。お近くちかの民生
委員いいんにもぜひそうだんご相談そうだんください。

